

伊奈町人権施策推進指針

令和5年3月

伊奈町

誰もが互いの人権を尊重し 自分らしく生きる社会を目指して



人権尊重は世界共通の普遍的価値です。「人権の世紀」といわれた21世紀を迎え、20年以上が経過したにもかかわらず、世界を見渡すと、軍事侵略などが今もなお起きています。多くの尊い生命が奪われている状況は、まさに最大の人権侵害であると考えます。一人ひとりの人権が尊重され、人権意識の高揚が求められていますが、依然として様々な人権課題が残されています。これまで長い年月取り組んできた同和問題に限らず、女性、子ども、高齢者、障がいのある方、外国籍の方、LGBTQなど性の多様性等、人権課題は社会情勢の変化も伴い多岐・多様にわたります。

本町では、「ずっと住みたい緑にあふれたキラキラ光る元気なまち」の実現を目指しています。町民一人ひとりがお互いにその人権を尊重し、自分らしく生きる社会であるよう、伊奈町人権施策推進指針を策定しました。子どもたちが、将来、町民であることを誇りに思える町であることを願い、町民、事業所、人権に関わる団体など多くの皆様のご協力をいただきながら、まちづくりを進めてまいります。

結びに、本指針策定にあたり、貴重なご提言を賜りました伊奈町人権政策審議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました方々に深く御礼を申し上げるとともに、本指針が伊奈町の未来へとつながることを期待します。

令和5年3月



伊奈町長 大 島 清

目 次

第1章 指針の策定	1
第2章 指針の基本的な考え方	3
1 人権施策の基本理念	3
2 指針の性格	4
3 目標年次	4
第3章 人権施策の推進方向	5
I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	6
I－1 人権教育	6
I－2 人権啓発	8
II あらゆる人に対する身近な相談・支援の推進	9
III 町民・地域・学校・企業等と協働した地域づくり	10
第4章 推進体制	11
1 町の推進体制	11
2 国・県・近隣自治体や民間団体との連携	11
第5章 分野別施策の推進	13
1 女性	13
2 子ども	14
3 高齢者	15
4 障がいのある人	15
5 同和問題（部落差別）	16
6 外国人	18
7 感染症に係る人権	18
8 犯罪被害者やその家族	19
9 アイヌの人々	19
10 インターネットによる人権侵害	20
11 北朝鮮による拉致問題	21
12 災害時における人権への配慮	22
13 性的指向・性自認	22
14 様々な人権問題	24
資料	26
○「伊奈町人権施策推進指針」の経緯	26
○伊奈町人権政策審議会条例	27
○伊奈町人権政策審議会委員	29
用語解説	30

第 1 章 指針の策定

「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀に入り、まもなく四半世紀を迎えます。1948（昭和 23）年に国連総会で「世界人権宣言*」が採択され、その後宣言内容を実効化するため 1966（昭和 41）年に「国際人権規約*」が採択されるなど、全ての国と人々の平和と安全が確保できるよう期待されています。また、2015（平成 27）年には、国連において 2030 年までに、誰一人取り残すことなく、不平等の是正やジェンダー平等を含む 17 の目標実現に向けた「SDGs（持続可能な開発目標）」が全加盟国で採択されています。

国内においては、1947（昭和 22）年に日本国憲法を制定し、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を定義しました。1997（平成 9）年には「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」が施行され、人権教育・啓発の推進が国の責務になりました。この法律を踏まえて 2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）*」が施行され、さらに 2002（平成 14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、関係各省庁で実施体制を整備し推進を図っています。

2016（平成 28）年には、「人権 3 法」とも呼ばれる「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）*」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）*」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）*」がそれぞれ施行されており、人権問題を解消するための法整備が行われています。

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指し、2002（平成 14）年 3 月に「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、人権尊重を基本にした行政運営や人権施策を総合的に推進しています。「埼玉県人権施策推進指針」については、概ね 10 年の目標年次とされており、2022（令和 4）年に改定されています。

町では、2002（平成 14）年 3 月末で同和対策事業特別措置法*が失効し、その後の同和対策の施策を進めるにあたり、2003（平成 15）年に「今後の同和行政の基本方針」を策定しました。その後 2013（平成 25）年に「伊奈町同和行政の基本方

針」に改定しました。今回の改定にあたり、これまでの基本方針で取り上げてきた同和問題をはじめ、広く人権課題全般にわたる内容へと拡張し、「埼玉県人権施策推進指針」及び「伊奈町総合振興計画」との整合性を図り、誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会の実現を目指すとともに、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に基づき、「伊奈町人権施策推進指針」を策定しました。

※本文中で*を付した言葉は「用語解説（P30～）」に説明を掲載しています。

第2章 指針の基本的な考え方

1 人権施策の基本理念

町は、「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を進めます。この基本理念は、次の3つが共に実現した社会を表します。

◎一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、全ての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。一人ひとりに尊厳があり、かけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

◎機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

全ての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、国籍や民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

◎一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

全ての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

2 指針の性格

本指針は、「埼玉県人権施策推進指針」を踏まえるとともに、「伊奈町総合振興計画」や町の個別計画と整合性を図ります。

そして本指針の推進にあたり、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえ、「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会を実現する」ために、町民をはじめ地域、学校、企業、ボランティアを含む民間団体などが多様で多角的な社会参加を通じて、連携や協働することを推進します。

また、「人権教育・啓発推進法^{*}」第5条に規定される地方公共団体の責務として、人権教育・啓発を総合的に推進します。

3 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、2023（令和5）年度から概ね10年間を見通したものとしします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第3章 人権施策の推進方向

町行政のあらゆる事業は、町民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要であり、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談・支援などの取組が求められています。

さらに、町行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

人権施策の推進方向（3つの視点）

- I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- II. あらゆる人に対する身近な相談・支援の推進
- III. 町民・地域・学校・企業等と協働した地域づくり

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

I—1 人権教育

学校、家庭、地域社会を通じて、次の4つの方針に基づき人権教育を推進します。

(1) 一人ひとりが主体となる人権教育

町民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

(2) 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、町民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

(3) 人権感覚を培う人権教育

町民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚を身に付けた人格の育成を図る人権教育を推進します。

(4) 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

学校等における人権教育（学校教育）

子どもの発達段階に応じ、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にする教育を推進し、人権の意義や内容、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に対する理解を深め、基本的人権を尊重し様々な人権問題を主体的に解決しようとする幼児・児童生徒の育成を目指します。

教育活動全体を通じた人権教育の視点に立ち、各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、児童生徒の人権に関する知的理解に加え、人権に対する感性や人権感覚を育てます。

家庭、地域社会における人権教育（社会教育）

家庭や地域社会では、人権尊重の理念について理解を深めることはもちろん、町民の共助意識の醸成や一人ひとりの絆の強化を図ることが重要です。

人権教育は家庭から始まります。家庭において、一人ひとりの命の大切さや愛情、信頼感、そして人権を大切にする心を育てることが大切です。そのため、家庭教育に関する学習機会の充実及び親子のふれあいや子育てをはじめとする各種相談体制の整備を図ります。

地域社会において、お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、町民の人権意識を高める学習機会や町内事業所への研修機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

I — 2 人権啓発

町民等に対する人権啓発

人権啓発については、全ての町民が啓発活動に触れることができるよう町広報紙やホームページを中心に、リーフレットやポスター、LINE、Facebook などによる啓発、講座や研修会などを継続的に開催します。

今後の人権啓発は、一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解をさらに深められるよう、ソーシャルメディア*など様々な媒体を活用し人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。町民が様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用など工夫しながら啓発活動を推進します。

また、町内事業所において人権尊重の意識が高い職場づくりや組織づくりが進むように、啓発活動を推進します。

職員に対する人権啓発

町の事業は、町民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わることから、従来より研修機関での研修に参加するとともに、職場内研修においても様々な形態で取り組んできました。人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分留意して、その意識が行動に表れるよう、より一層の研修・啓発が必要です。

研修にあたっては、職員が自らの問題として捉え、考えられるような様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫します。また、職員が地域を担う人材となりうるよう資質の向上を図ります。

Ⅱ あらゆる人に対する身近な相談・支援の推進

町では、人権擁護委員*や法務局による人権相談をはじめ、女性に対する暴力等、子どもに関するいじめや虐待、高齢者や障がいのある人に対する虐待、同和問題、LGBTQ*に関する相談等、人権に関わる様々な相談に対応しています。複雑・多様化している内容に、迅速かつ適切な対応をするため、各種相談の充実と相談機関が相互に十分な連携を図っていくことが重要です。

相談・支援の充実と救済の連携

法務局など国の機関や県、民間団体等と連携強化を図り、あらゆる人が様々な人権問題について、気軽に相談できる体制づくりを進めます。

女性への暴力、子ども・高齢者・障がいのある人への虐待など様々な人権侵害を早期に解決するため、各種相談の充実を図ります。また、関係機関が連携して、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談から支援へ、そして救済へとつなげるために、連携の充実を図ります。さらに認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などに対する権利擁護や権利行使の援助を図ります。

Ⅲ 町民・地域・学校・企業等と協働した地域づくり

お互いの人権を尊重する社会を目指すには、地域の様々な活動団体や機関と連携した取組が求められます。また、持続的な人権啓発と人権教育によりマンパワーの育成が必要です。

人権に係る取組を促進するため、町民・地域・学校・企業等が相互に連携を図り、一体となることで、一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

町民・地域と協働した地域づくり

地域を見守る自治会やボランティアなどの存在は、児童虐待*やいじめ、DV*、高齢者や障がいのある人に対する虐待等、人権問題について、早期に気付くことができます。早い段階での支援や解決へつなげるためにも、町民・地域と協働した地域づくりを推進します。

また、町民一人ひとりがお互いに理解を深め、地域全体が人権を尊重することで、思いやりのある共助の地域づくりを実現します。

学校・企業と連携した地域づくり

地域社会を構成している学校や企業などが相互に連携を図り、あらゆる場で一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

町内の各小・中学校、高等学校、大学等の教育機関や町内の企業と連携・協力して人権事業の取組を進めます。また、相互に連携することで、町全体の人権に関する意識の高揚を図ります。

第4章 推進体制

1 町の推進体制

人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、「伊奈町人権政策審議会」をはじめ、教育委員会における「伊奈町人権教育推進協議会」、全庁的に設置している「伊奈町人権推進主任者」の相互連携を図ります。

各課においては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれの人権課題を把握するとともに、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持ちながら諸施策を積極的に推進します。

また、人権施策の推進状況については、検証を行いながら、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

2 国・県・近隣自治体や民間団体との連携

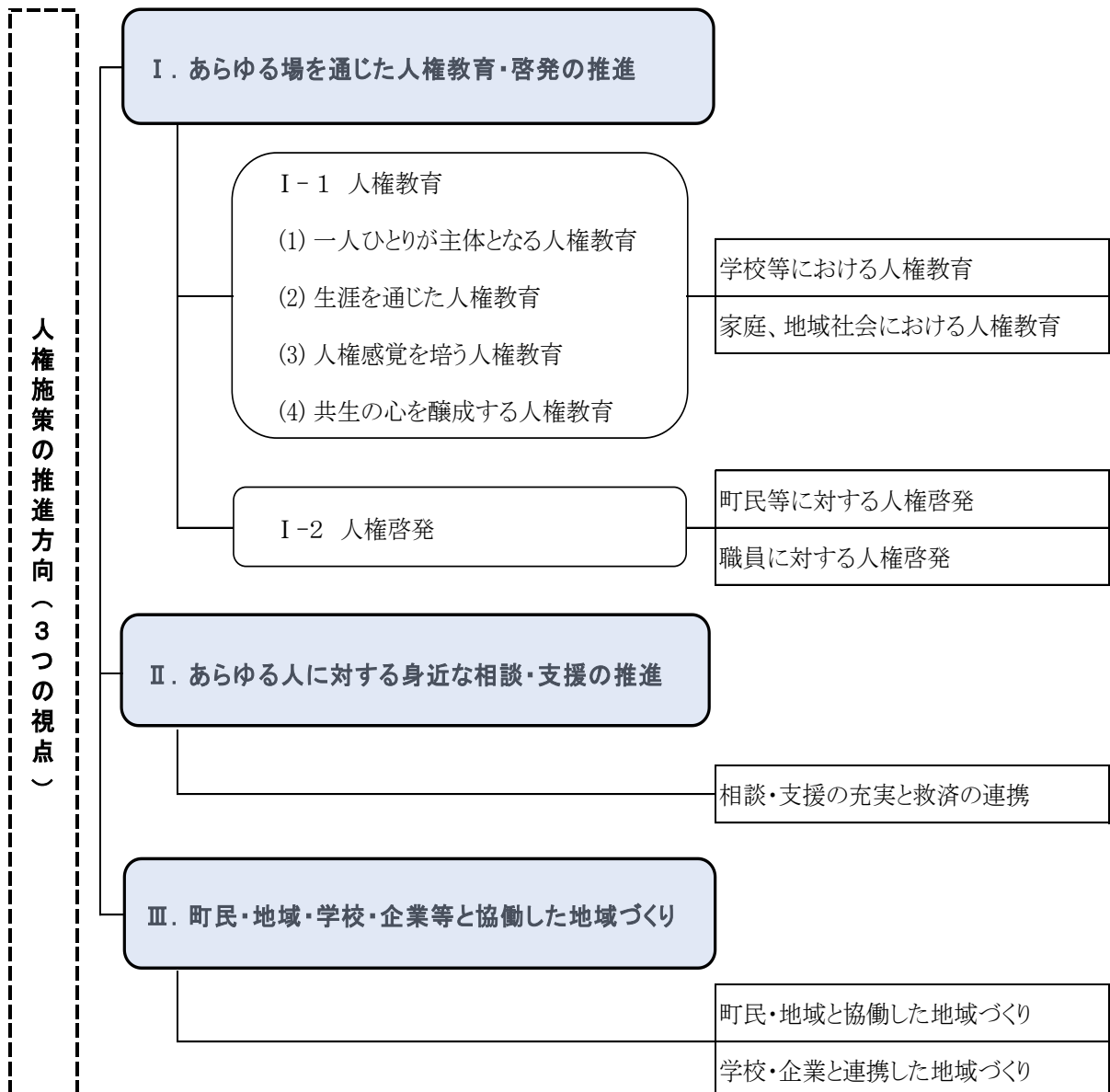
人権施策の推進に関し、国や県の行政機関をはじめ、民間団体等がそれぞれの立場で人権施策に取り組んでいます。町はこれらの機関等と連携・協力して、幅広い活動を行います。

さらに、近隣自治体間で連携して人権施策の推進に取り組み、人権尊重の社会づくりを進めます。また、人権教育や啓発、相談や支援などの人権に関する取組を促進するため、様々な活動団体や機関が相互に連携することを進めます。

伊奈町人権施策推進指針 施策体系

基本理念 「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会を実現する」

- ・一人ひとりが個人として尊重される社会
- ・機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会
- ・一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会



第5章 分野別施策の推進

1 女性

配偶者などからの暴力（DV*）をはじめ、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*、売買春などの女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力は、社会的な問題として捉えて対応することが必要であり、暴力の根絶を図ることは、克服すべき重要な課題となっています。

暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などがあります。雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保、女性だけでなく男性も関わることのできるような育児や介護の環境整備、子育てに関わる支援など、男女間の格差是正や固定的な性別役割分担の意識改革を行う必要があります。改正DV*防止法及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」による一体的な市町村計画として、2022（令和4）年3月に「第3次伊奈町男女共同参画プラン」を策定し、誰もが安全・安心にいきいきと暮らせる、多様な人権を尊重した社会の実現を目指しています。

女性の様々な相談に対応するために、相談体制の充実はもちろん、福祉、保健、教育、警察などの関係機関と連携した多方面からの支援を進めます。さらに暴力の発生を防ぐとともに、被害者の支援のため、暴力の形態に応じた幅広い取組を推進します。またデートDV*など、若い世代に対する教育や啓発も重要な取組として推進します。

2 子ども

1989（平成元）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約*」では、子どもを権利行使の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑、多様化しています。こうした中で、児童虐待*、いじめ、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

特に、児童虐待*、いじめ、児童買春、児童ポルノなどの深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域と連携し、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境をつくる必要があります。子どもの権利擁護を図るため、あらゆる機会を通じた啓発活動・教育を推進します。

幼児期は人格形成の重要な時期であり、幼児期から子どもの発達段階に応じ、自分と他者の生命や人権を大切にする思いやりの心を育てる取組を推進します。保育所、幼稚園、認定こども園*、学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

深刻な社会問題となっている児童虐待*には、身体に暴行を加える「身体的虐待」、子どもの健康や安全の配慮を行わない「ネグレクト」、言葉による脅かしや無視、配偶者や家族などへのDVを目撃するなどの「心理的虐待」などがあります。

児童虐待*防止のために、要保護児童対策地域協議会*の充実・強化を図り、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校、保健センター、児童相談所、警察、医療機関などの関係機関や民間団体との連携強化を図ります。早期発見・早期対応が重要であるため、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校の保育士や教職員の研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待*防止の取組を推進します。

町では、2022 年（令和 4）年 7 月に、子ども家庭総合支援拠点を開設し、子ども家庭支援員が様々な相談に対応し、子どもの健やかな成長をサポートしています。

3 高齢者

町における高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口割合）は、年々増加を続け、令和 4 年 11 月現在の高齢者人口は 10,888 人、高齢化率は 24.1%と、町の人口の概ね 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。社会構造の変化により、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者が増加し、また、平均寿命が伸長するなか、認知症高齢者の増加、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害など様々な問題が懸念されています。

さらに高齢者に対する悪質な訪問販売や財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、社会的に、高齢者を一律に弱者と見るような誤った認識が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限により高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

町では、「伊奈町高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続できる環境づくりを推進しています。高齢者を取り巻く環境は、様々な課題がありますが、状況を踏まえながら、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を進め、施策を確実に展開するとともに高齢者の人権を尊重する意識の啓発を推進します。

4 障がいのある人

2011（平成 23）年の障害者基本法*の改正により、地域社会での共生が基本理念となりました。また、2016（平成 28）年に「障害者差別解消法*」が施行され、行政機関や事業者などに障害を理由とする差別を解消することを目的に、「不当な差別的取扱いの禁止*」と「合理的配慮の提供*」などが求められています。しかし、現実には、共生社会の実現は未だ十分ではありません。

町における障害者手帳所持者及び特定難病医療給付者は緩やかながら増加しており、令和4年4月現在で2,104人、人口に占める割合は4.7%となっています。特に療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の増加は顕著であり、早期発見・早期療育・早期治療等が求められています。

町では、「伊奈町第3期障害者計画」、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人も、ない人も、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域で安心して生活することができるよう、共生社会の理念の普及を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるまちづくりを進めています。

障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約している社会的障壁を取り払うため、障害に対する理解と啓発活動の推進を図ります。

また、障がいのある児童やその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、一人ひとりの状況に応じた保育・教育環境の整備に努めます。

5 同和問題（部落差別）

同和問題とは、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法^{*}」が制定されて以来、33年間にわたり、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、実態的差別の多くは解消されました。

教育・啓発による同和問題に対する正しい理解の深まりから着実に解消に向けて進んでいるものの、不合理な偏見による差別意識から、結婚や交際、就職、転居など心理的差別事象が見られるなど、未だに人権課題として残されています。

現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを

目的に、「部落差別解消推進法*」が 2016（平成 28）年に施行されました。また、2022（令和 4）年に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例*」が施行され、部落差別の禁止、県・県民・事業者の責務、教育及び啓発、相談体制の充実、部落差別の実態把握について規定されました。

2019（令和元）年に北足立郡市町同和対策推進協議会（旧北足立郡 14 市町）で実施した「人権意識調査」では、部落差別解消推進法*を「知らない」と回答した人が 74.2%、結婚や就職時の身元調査を「当然のこと」「ある程度はしかたがない」と回答した人が 59.1%、住宅や生活環境を選ぶ際に同和地区を「避ける」「どちらかといえば避ける」と回答した人が 30.1%であることから、同和問題に関する正しい認識を持てるよう、人権教育・啓発を推進していく必要があります。また、身元調査、同和地区の土地建物調査に関しては、戸籍等の不正取得を防止するための「事前登録型本人通知制度」の普及と登録促進を継続的に行っていく必要があります。

これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法の評価を踏まえて、引き続き同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、教育・啓発を中心に積極的に取り組んでいくことが必要です。同時に「えせ同和行為*」の排除に向けて、周知・啓発に努めます。

同和問題に関する正しい知識を身に付け、部落差別をなくしていくことのできる人間性を育成するために、同和問題を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図ります。また効果的な啓発活動を関係機関と連携して推進します。

インターネット上では、同和地区に対する差別や偏見を助長する書き込みが見られます。北足立郡市町同和対策推進協議会では、人権侵害情報の拡散防止のため、差別書き込みのモニタリングを実施しており、継続して対応します。インターネット上に書き込まれた人権侵害情報の対応については、法務局と連携して適切に対処します。

6 外国人

町の在留外国人は 2022（令和 4）年 10 月末現在 36 か国 585 人で、町の総人口の約 1.3%を占めており、在留資格の多様化、多国籍化の傾向が見られます。

国籍にとらわれず、それぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。2016（平成 28）年に、「ヘイトスピーチ解消法*」が施行されました。また、2019（平成 31）年に施行された改正入管法では日本の労働人材不足に対応するため、その担い手として外国人の受け入れについて整備されました。外国人住民を日本人住民とともに地域を支えるパートナーと捉え、共に安心して暮らせる環境整備が必要です。

町では、地域を支える存在として、外国人住民の自立や社会参画を支援することが重要であると考えています。そこで、国籍が異なっても、それぞれが互いの立場を理解し合い、等しく必要な情報を得て安心し、暮らしやすさを実感できる地域づくりを進めます。外国人住民を取り巻く問題は、生活の幅広い分野に関わっています。町民、自治会、学校、企業などが地域全体の課題として、連携して取り組むよう推進します。

また、町民を対象に、関係機関と連携して多文化理解の促進を図り、多文化共生の地域づくりについて啓発します。そして、児童・生徒に対して外国人の人権に関する教育を推進します。

7 感染症に係る人権

エイズ*患者・H I V感染者*に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等があり、十分に解消されていない状況にあります。

また、ハンセン病*は、誤った認識のもとで患者に対する差別が行われてきたことや偏見の歴史を踏まえ、感染力が弱く治療法が確立していることなど、正しい知識の啓発を行います。

さらに、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症を含め、その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や啓発活動を行っています。差別や偏見が今でも存在しています。

難病は発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であり、一日も早い原因究明と治療の確立とともに、患者の日常生活における相談支援の充実が求められています。

8 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負うといった直接的な被害に加え、心身の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面します。さらには犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、例えば、近隣住民など周辺の人々の言動や報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材・報道により、名誉または生活の平穏を害されるといった「二次的被害*」を受ける場合があります。

犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、町民が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めることが重要です。

9 アイヌの人々

先住民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、

独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このため、1997（平成 9）年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が施行されました。また、2007（平成 19）年の「先住民族の権利に関する国連宣言」をきっかけに、翌 2008（平成 20）年に「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が国会で採択され、アイヌ民族が先住民族として国の内外で認められました。

そして、2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律*」が施行されました。アイヌ文化の振興等にとどまらず、多義にわたる施策を総合的に推進し、アイヌに関する理解を深めることが必要です。

10 インターネットによる人権侵害

パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続できるようになり、情報の収集・発信・ネットを通じたコミュニケーションは世代を超えて定着し、子どもから大人まで私たちの生活は飛躍的に変化し、便利になりました。

その一方で、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、プライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害や他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）*などのソーシャルメディア*上に掲載されるなど、社会的な問題となっています。

また、子どもや青少年がソーシャルメディア*を利用することによって、性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭うケースが増加しています。さらに、同和問題、外国人、LGBTQ*などに関する差別的書き込みも深刻な問題となっています。

このため、国では、2002（平成 14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、2008（平成 20）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整

備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）*」、2014（平成 26）年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）*」が制定されました。他人の権利を侵害する情報については、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対して削除や書き込みをした発信者情報の開示を求めることができるなど、被害者救済制度の拡充が図られていますが、まだまだ十分ではありません。

一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における責任や情報モラルを身に付けることが必要です。学校や社会においてインターネットの利用上のルールやマナーなどについての教育・啓発を推進していく必要があります。教員の指導力を高め、児童生徒に対する情報モラル教育*を充実させるとともに、保護者に対する啓発を充実します。

学校では、児童生徒に対して、インターネット利用についてのルールやマナーを理解するための情報モラル教育*を充実させます。また、保護者に対しては、インターネット利用のルールやインターネットを利用する際の危険性、有害情報から子どもたちを守るフィルタリングなどについて啓発を行います。

子どもを被害者にも加害者にもしないための取組を進めます。同時に、SNS*や掲示板などのソーシャルメディア*を利用した「ネットいじめ問題」の解決に向けて、法務局や人権擁護委員*等の関係機関と連携した相談・支援事業を推進します。

1 1 北朝鮮による拉致問題

2002（平成 14）年 9 月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004（平成 16）年までに政府が認定した拉致被害者 17 人のうち拉致被害者 5 人と家族 8 人の帰国が実現しました。

2006（平成 18）年に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されるなど、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、2008（平成 20）年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、

北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。被害者家族の高齢化もあり、一刻も早い解決が望まれ、広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

1 2 災害時における人権への配慮

2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変し、大きな苦しみを残しました。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、児童生徒が避難先の学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

また、避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などのいわゆる「要配慮者*」や女性などへの避難生活における配慮が課題になりました。年齢、性別、国籍、障害の有無に関わらず、多様なニーズを把握した視点が必要になります。

その後も日本各地で地震や豪雨などの災害が発生しています。災害時においても、全ての人の人権が適切に守られるよう、一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

1 3 性的指向・性自認

性的指向*とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、異性や同性、両方の性に向かうなど様々な形があります。

また、性自認*（ジェンダー・アイデンティティ／性同一性）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのように自分の感覚として持って生きているかを示す概念で、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

恋愛感情を抱く相手が異性とは限らないなどの性的指向*の人や、生物学的な性や法的な性が性自認*と異なる人などを示すLGBTQ*という言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして認識され始めています。これらの性のあり方については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分に理解されず、差別的な言葉や雰囲気にも苦しみを感じ、孤立感や自己否定感を感じている人々がいます。生命の危機に関わる場合もあるため、周りの理解と配慮が必要です。

2015（平成 27）年には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、学校において性同一性障害や性的指向*・性自認*に係る児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

また、2022（令和 4）年には、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例*」が施行され、差別的取扱い等の禁止、県・県民・事業者の責務、性の多様性への合理的配慮、啓発、人材の育成、相談体制の整備、財政上の措置について規定されました。

町では、お互いの人権を尊重し、多様性が受け入れられる社会づくりを推進するため、各種書類の性別記載欄の見直しを進めるとともに、2021（令和 3）年 3 月には「伊奈町パートナーシップ宣誓制度」を導入し、「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会」を目指しています。

今後、さらに町民・学校・企業等町全体に多様性に関する理解を高めるための啓発活動に取り組めます。地域や家庭、学校や職場で、自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。特に児童・生徒をとりまく環境に心を配り、一人ひとりに寄り添った教育と支援を行います。

また、プライバシーに配慮し、関連機関と連携して相談に対応します。

1 4 様々な人権問題

これまで述べてきた分野別の人権課題のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

(2) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

(3) ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題となっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や、心身の不調、あるいは能力発揮の阻害、ひいては職場環境の悪化など、大きな問題を引き起こします。

(4) ケアラー*・ヤングケアラー

後期高齢者人口の増加などにより、介護を担うケアラー*が増加し、介護の問題は避けては通れないことになっています。ケアラー*がケアするのは、高齢者だけでなく、障がいのある方や難病患者の方、医療的ケア*を必要とする子どもなど、状況は様々です。自身の親や配偶者等の介護、子どもやきょうだいの世話・家事などを担うケアラー*には大きな負担がかかっている現状があります。

また、ヤングケアラーといわれる 18 歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の生活、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。

(5) 依存症に関する人権問題

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症について、病気としての正しい理解が進まないことにより、社会の依存症への誤解や偏見が治療や回復の妨げとなっています。

(6) ひきこもり*に関する人権問題

ひきこもり*の状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。社会とのつながりを回復させるためには、生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援が必要です。

(7) その他

非正規雇用等による長時間労働や不当解雇、賃金不払いによる生活困窮など職場における人権問題が生じています。また、性別・障害・国籍等による職場での不当な扱いの他、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

資 料

○「伊奈町人施策推進指針」の経緯

時 期	項 目
令和４年 ７月	第１回伊奈町人権政策審議会の開催 諮問
１１月	第２回伊奈町人権政策審議会の開催 「伊奈町人権施策推進指針（案）」に関する議事
１２月	「伊奈町人権施策推進指針（案）」に対する 町民コメントの実施
令和５年 ２月	第３回伊奈町人権政策審議会の開催 「伊奈町人権施策推進指針（案）」に関する議事
２月	答申
３月	「伊奈町人権施策推進指針」策定

○伊奈町人権政策審議会条例

平成16年3月26日

条例第9号

(目的及び設置)

第1条 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決と人権が尊重される町づくりの実現に資するため、町長の諮問機関として伊奈町人権政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人権政策の推進に関すること。
- (2) 人権問題の解決に関すること。

2 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、必要に応じ町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 教育委員会委員
- (4) 関係機関の職員
- (5) 識見を有する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第1号から第4号までの委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会は、専門事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(伊奈町同和対策審議会設置条例の廃止)

2 伊奈町同和対策審議会設置条例(昭和46年条例第20号)は、廃止する。

(伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。(次のよう)略

○伊奈町人権政策審議会委員

(敬称略)

	氏 名	選任区分
会 長	茂 木 洋 一	人権擁護委員
	山 本 正 美	人権擁護委員
	加 藤 洋 子	民生委員・児童委員協議会
	森田 加代子	民生委員・児童委員協議会
副会長	土 方 一 匡	教育委員会委員
	大井川 澄人	埼玉県中央児童相談所
	大 川 桂 子	伊奈町社会福祉協議会
	古野本 昌紀	有識者
	小 島 健 司	有識者（伊奈中央会館）
	横 田 富 士	有識者
	辻本 五百恵	有識者

令和5年3月現在

用 語 解 説 (50 音順)

用 語	解 説
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、2018（平成 30）年に成立。
医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引など、日常生活及び社会生活を営むために不可欠な医療行為を受けること
エイズ (AIDS)	後天性免疫不全症候群 (Acquired Immune Deficiency Syndrome)。H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる 23 の疾患（カポジ肉腫、ニューモシスチス（カリニ）肺炎等）を発症している点で H I V 感染とは異なる。
H I V 感染者	ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。H I V に感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。
S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）	登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきている。
えせ同和行為	同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

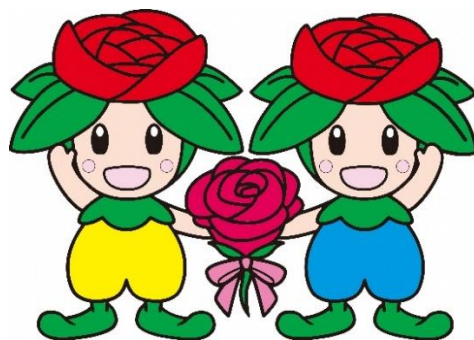
用 語	解 説
L G B T Q	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。
ケアラー	高齢、身体上、精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーという。
合理的配慮の提供	障がいのある人が、障がいのない人と同じように行動したりサービスの提供を受けたりすることができるよう、周りの人が過度の負担にならない範囲で、それぞれの違いに応じた対応をすること。（障害者差別解消法）
国際人権規約	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）と市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の2つの条約のこと。1948年に採択された世界人権宣言の内容を具体的に法的拘束力を持つ条約として1966年に国連総会で採択された。
埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例	全ての人の人権が尊重される社会を目指し、性の多様性を尊重した社会づくりの基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにした。性の多様性に対する差別的取扱いの禁止や配慮を規定。
埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例	部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにした。部落差別の禁止を規定。
児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待のこと。

用 語	解 説
児童の権利に関する条約	1989（平成元）年 11 月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。我が国は、1994（平成 6）年 4 月批准。（この条約は、18 歳未満の全ての子どもに適用される。）
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）	性的な画像等をその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生している実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生またはその拡大を防止することを目的とした法律で、2014（平成 26）年に制定。
情報モラル教育	パソコンやインターネットなどを正しく活用するための基となる態度や考え方を育てる教育のこと。
障害者基本法	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めた法律。1970（昭和 45）年成立。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障がいのある人が、障がいがない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めた法律。2016（平成 28）年施行。
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）	人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に 2000（平成 12）年に制定された法律。

用 語	解 説
人権擁護委員	人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第 16 条第 2 項により各都道府県に設置される組織。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、インターネット関係事業者に義務などを課すとともに、保護者やインターネットの利用者みんなで、青少年を有害情報から守る取組を求める法律で、2008（平成 20）年に制定。
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。
性自認	自己の性をどのように認識しているのかを示す概念。ジェンダー・アイデンティティ（性同一性）ともいう。多くの人は、性自認と生物学的な性別や法的な性別が一致している。しかし、生物学的な性別や法的な性別に違和感をもつ人は、そのために心理的・社会的困難に直面しやすく、身体の手術を通じて性別の適合を望んだり法的な性別を変更することもある。
世界人権宣言	第二次世界大戦後の 1948 年に国連総会で採択された「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示した文書。人類の歴史上、初めて人権の保障について広く扱った国際的な文書。この宣言は国連で作成された人権に関する条例や国連総会が採択した様々な決議に大きな影響を与えた。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

用 語	解 説
ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア
DV（ドメスティック・バイオレンス）	Domestic Violence の略で、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）ものから振るわれる暴力をさす。
同和対策事業特別措置法	同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。
二次的被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗（ひぼう）中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
認定こども園	①幼児教育②保育③地域子育て支援を一体的に提供する施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。
ハンセン病	らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す。

用 語	解 説
不当な差別的取扱いの禁止	行政機関や民間事業者などが、障がいのある人に対し、正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、サービス提供の場所や時間帯を制限したり、障がいのない人には付けない条件を付けたりすることを禁止。（障害者差別解消法）
部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的として、2016（平成 28）年に制定された法律。
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消）	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的に 2016（平成 28）年に制定された法律。
マタニティ・ハラスメント	女性に対する妊娠・出産・育児に関するハラスメント。
要配慮者	高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活等に特に配慮が必要な人々。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童に関する情報交換や支援を行うために、協議を行う場として 2004（平成 16）年の児童福祉法改正により設置努力義務が法的に位置づけられたもの。要保護児童等の早期発見、関係機関との情報共有、迅速な支援の開始などを目的とする。



伊奈町マスコットキャラクター
伊奈ローズちゃん・伊奈ローズくん

伊奈町人権施策推進指針

2023（令和5）年3月

伊 奈 町

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地

電話 048-721-2111（代表）